

平成27年度保育所入所申し込み受付を開始します

新制度に伴う「保育の必要性の認定」と「入所申込み」の受付を併せて行いますので、ご希望の人は受付期間に遅れないように申し込んでください。

現在、保育所に入所されている方で平成27年度も引き続き入所を希望される人も手続きが必要です。

【保育の必要性の認定】

次のいずれかの事由に該当することが必要です。(保育が必要な事由)

- ①就労している場合（パートタイム、夜間、居宅内労働等、基本的にすべての就労を含む）
- ②妊娠中であるか、また出産後間もない場合
- ③保護者が病気、または身体に障がいを持っている場合
- ④長期間にわたり疾病状態にある、または身体の障がいを有する親族を常時介護している場合
- ⑤震災、火災、風水害等で災害の復旧に当たっている場合
- ⑥起業準備を含む求職活動を継続して行っている場合
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合
- ⑨育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合
- ⑩その他村長が認める①～⑨に類する状態

・入所要件

上記中、就労の場合では、1カ月の労働時間が村が定める以上の労働時間を常態とし、原則として労働に見合った対価を給与または報酬などとして受け取っていることが必要です。

・保育の必要量

就労の場合、保護者の就労時間に応じて次のいずれかの利用時間（保育の必要量）の設定がされます。

(A) 両親ともフルタイム就労で共働き（もしくはひとり親家庭でフルタイム就労）世帯

【保育標準時間】の利用が可能（最長11時間）

(B) 両親のどちらかがパートタイムの共働き（もしくはひとり親世帯でパートタイム就労）世帯

【保育短時間の利用】が可能（最長8時間）

○利用優先度の調整について

同居の親族の方（世帯分離も含む）が子どもを保育することができる場合は、利用優先度が調整される場合があります。ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合などには保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

【手続きに必要な書類】

- ①支給認定申請書（子ども1人につき1枚）
- ②入所申込書（子ども1人につき1枚）
- ③家庭内状況申立書
- ④雇用（予定）証明書
※例年、源泉徴収票を雇用証明の代わりとしてきましたが、新制度では雇用形態・就労時間の確認が必要なため必ず証明を受けてください。
- ⑤申込用紙は、10月31日（金）から各庁舎窓口配布する予定です。

【申込み受付期間】

11月4日（火）～12月5日（金）

【提出先】

各庁舎窓口（※保育所には提出しないでください。）

〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課 福祉係（保育） TEL(62)9195

内閣府ホームページにも掲載されています。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>